

滋賀県公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例案について

1. 趣旨

下水の水質の検定方法等に関する省令及び下水の処理開始の公示事項等に関する省令の一部を改正する省令(令和6年国土交通省・環境省令第1号)による下水の水質の検定方法等に関する省令(昭和37年厚生省・建設省令第1号)の一部改正を踏まえ、国の公衆浴場における水質基準等に関する指針が改正されたことに伴い、本県における公衆浴場に係る措置の基準を改めるため、滋賀県公衆浴場法施行条例(平成7年滋賀県条例第45号)の一部を改正しようとするもの。

2. 改正の概要

公衆浴場における浴槽水の水質基準の項目について、大腸菌群を大腸菌に改める。(第3条関係)

3. 改正の背景・効果

ふん便汚染の指標として、温血動物の腸管内に常在する通性嫌気性菌の中で最も数の多い大腸菌(*Escherichia coli*)が選択された。しかしながら、環境基準設定当時(昭和46年)の培養技術では、大腸菌のみを検出する技術はなく、菌の同定には高度な細菌学的知識と複雑な培養技術が要求されていた。

今般、大腸菌群数より正確な指標である大腸菌数を測定することが技術上可能となったことから、環境基本法(平成5年法律第91号)や水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)といった関係法令に基づく大腸菌群数に係る水質基準について大腸菌数に係る基準に変更されることを踏まえ下水道法施行令の一部を改正する政令等も付随して一部改正された。

新たな衛生微生物指標の検討について

【 現行基準設定の背景 】

ふん便汚染の指標として大腸菌が望ましいと考えられたものの、環境基準設定当時(昭和46年)は、測定技術の問題から、大腸菌群数が生活環境項目環境基準として設定された。

【 課題 】

大腸菌群は、ふん便由来ではない細菌も測定されることから、ふん便汚染を的確に捉えているとは言えない状況にある。また、現在は大腸菌の測定方法も確立されている。

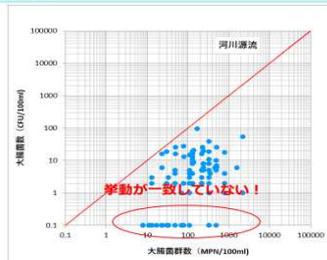


図1 大腸菌数と大腸菌数の関係(河川環境)

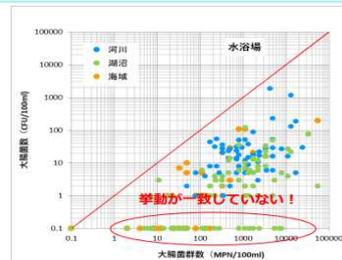


図2 大腸菌数と大腸菌数の関係(水浴場)

出典)平成24年度～平成26年度 水質管理指標に係る類型指定調査結果より作図
※ 1CFU/100ml未満の場合は、作図の便宜上0.1CFU/100mlとして表示

⇒ 平成30年10月より生活環境項目環境基準専門委員会において審議を開始。

4. 施行期日

令和7年4月1日

滋賀県公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

下水の水質の検定方法等に関する省令及び下水の処理開始の公示事項等に関する省令の一部を改正する省令（令和6年国土交通省・環境省令第1号）による下水の水質の検定方法等に関する省令（昭和37年厚生省・建設省令第1号）の一部改正を踏まえ、国の公衆浴場における水質基準等に関する指針が改正されたことに伴い、本県における公衆浴場に係る措置の基準を改めるため、滋賀県公衆浴場法施行条例（平成7年滋賀県条例第45号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 公衆浴場における浴槽水の水質基準の項目について、大腸菌群を大腸菌に改めることとします。（第3条関係）
- (2) この条例は、令和7年4月1日から施行することとします。

議第 号

滋賀県公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和7年 月 日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例

滋賀県公衆浴場法施行条例（平成7年滋賀県条例第45号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第2号ウ中「大腸菌群」を「大腸菌」に改める。

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

滋賀県公衆浴場法施行条例新旧対照表

| 旧 | 新 |
|--|---|
| <p>第1条・第2条 省略 (公衆浴場の措置の基準)</p> <p>第3条 省略</p> <p>2 公衆浴場の営業者が講じなければならない維持および管理についての措置の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 浴槽水の水質は、次の基準（知事が入浴者の衛生上支障がないと認める場合にあっては、アまたはイを除く。）を満たすものであること。</p> <p>ア・イ 省略</p> <p>ウ <u>大腸菌群</u>は、1ミリリットルにつき1個以下とすること。</p> <p>エ 省略</p> <p>(3)～(15) 省略</p> <p>3 省略</p> <p>第4条以下 省略</p> | <p>第1条・第2条 省略 (公衆浴場の措置の基準)</p> <p>第3条 省略</p> <p>2 公衆浴場の営業者が講じなければならない維持および管理についての措置の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 浴槽水の水質は、次の基準（知事が入浴者の衛生上支障がないと認める場合にあっては、アまたはイを除く。）を満たすものであること。</p> <p>ア・イ 省略</p> <p>ウ <u>大腸菌</u>は、1ミリリットルにつき1個以下とすること。</p> <p>エ 省略</p> <p>(3)～(15) 省略</p> <p>3 省略</p> <p>第4条以下 省略</p> |